

## 経済産業省企業活動基本調査計画(案)

### 1. 調査の名称<sup>(注1)</sup>

経済産業省企業活動基本調査

### 2. 調査の目的

経済産業省企業活動基本調査(以下「企業活動基本調査」という。)は、企業の活動の実態を明らかにすることにより、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

### 3. 調査対象の範囲

#### (1) 地域的範囲

全国

#### (2) 属性的範囲

企業活動基本調査は、日本標準産業分類に掲げる大分類C - 鉱業,採石業,砂利採取業、大分類E - 製造業、大分類F - 電気・ガス・熱供給・水道業(中分類 35 - 熱供給業及び中分類 36 - 水道業を除く。)、大分類G - 情報通信業(別表に掲げるもの)、大分類I - 卸売業,小売業、大分類J - 金融業,保険業(別表に掲げるもの)、大分類K - 不動産業,物品賃貸業のうち中分類 70 - 物品賃貸業(別表に掲げるもの)、大分類L - 学術研究,専門・技術サービス業(別表に掲げるもの)、大分類M - 宿泊業,飲食サービス業(別表に掲げるもの)、大分類N - 生活関連サービス業,娯楽業(別表に掲げるもの)、大分類O - 教育,学習支援業(別表に掲げるもの)及び大分類R - サービス業(他に分類されないもの)(別表に掲げるもの)に属する事業所を有する企業のうち、従業者 50 人以上かつ資本金額又は出資金額 3,000 万円以上のもの(以下「調査企業」という。)について行う。

#### <別表>

G - 情報通信業	日本標準産業分類に掲げる小分類391-ソフトウェア業及び小分類392-情報処理・提供サービス業、中分類40-インターネット附随サービス業、細分類4111-映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業,アニメーション制作業を除く)、細分類4112-テレビジョン番組制作業(アニメーション制作業を除く)、細分類4113-アニメーション制作業、小分類413-新聞業及び小分類414-出版業
J - 金融業, 保険業	日本標準産業分類に掲げる小分類643-クレジットカード業, 割賦金融業
K - 不動産業, 物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる中分類70-物品賃貸業(小分類704-自動車賃貸業、細分類7092-音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く)、細分類7099-他に分類されない物品賃貸業(レンタルを除く))
L - 学術研究, 専門・技術サービス業	日本標準産業分類に掲げる中分類71-学術・開発研究機関、小分類726-デザイン業、中分類73-広告業、中分類74-技術サービス業(他に分類されないもの)のうち小分類743-機械設計業、小分類744-商品・非破壊検査業、小分類745-計量証明業、小分類746-写真業及び小分類749-その他の技術サービス

	業
M - 宿泊業，飲食サービス業	日本標準産業分類に掲げる中分類76-飲食店（細分類7622-料亭、小分類765-酒場，ビアホール及び小分類766-バー，キャバレー，ナイトクラブを除く）、中分類77-持ち帰り・配達飲食サービス業
N - 生活関連サービス業，娯楽業	日本標準産業分類に掲げる中分類78-洗濯・理容・美容・浴場業（小分類785-その他の公衆浴場業は除く。）、中分類79-その他の生活関連サービス業（小分類791-旅行業及び細分類7999-他に分類されないその他の生活関連サービス業は除く。）、小分類801-映画館、小分類804-スポーツ施設提供業（細分類8041-スポーツ施設提供業（別掲を除く）を除く。）及び小分類805-公園，遊園地
O - 教育，学習支援業	日本標準産業分類に掲げる細分類8245-外国語会話教授業及び細分類8249-その他の教養・技能教授業のうちカルチャー教室（総合的なもの）
R - サービス業（他に分類されないもの）	日本標準産業分類に掲げる中分類88-廃棄物処理業、中分類90-機械等修理業（別掲を除く）、中分類91-職業紹介・労働者派遣業、中分類92-その他の事業サービス業（小分類922-建物サービス業及び小分類923-警備業を除く。）

#### 4．報告を求める者

##### (1) 数

約38,000

##### (2) 選定の方法（ 全数      無作為抽出      有意抽出 ）（注2）

##### (3) 報告義務者（注3）

調査企業を代表する者

#### 5．報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

##### (1) 報告を求める事項

企業の名称及び所在地  
 資本金額又は出資金額  
 企業の設立形態及び設立時期  
 直近1年間の組織再編行為の状況  
 企業の決算月  
 事業組織及び従業者数  
 親会社、子会社・関連会社の状況  
 資産・負債及び純資産並びに投資  
 事業内容  
 取引状況  
 事業の外部委託の状況  
 研究開発、能力開発  
 技術の所有及び取引状況  
 企業経営の方向  
 バイオテクノロジーの利用状況（3年周期）

( 2 ) 基準となる期日又は期間  
毎年3月31日現在によって行う。

## 6. 報告を求めるとに用いる方法

### ( 1 ) 調査組織

経済産業省-民間事業者-報告者

### ( 2 ) 調査方法 ( 調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他 ( ) ) (注4)

企業活動基本調査は、経済産業大臣が報告義務者に郵送配布する企業活動基本調査票 (以下「調査票」という。) によって行う。

なお、調査票の提出は、次のいずれかの方法による。

#### 調査票による提出

報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記名した上、郵送にて経済産業大臣に提出する。

#### 電子情報処理組織による提出

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 (平成14年法律第151号) 第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して報告義務者が調査票を提出する場合は、経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 (平成15年経済産業省令第8号) 第3条第3号の規定は、適用しない。

#### 民間事業者に委託する業務

企業活動基本調査における調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計に係る業務

## 7. 報告を求めると期間

### ( 1 ) 調査の周期

毎年 ( 5 ( 1 ) ) は3年)

### ( 2 ) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年5月中旬に調査を実施する。

報告義務者は、調査期日に属する年の5月16日から7月15日までの間に提出する。

## 8. 集計事項

調査結果に基づき、産業別、規模別、地域別等で集計する。(詳細は「経済産業省企業活動基本調査の表章様式(案)」参照。)

産業別: 日本標準産業分類の中分類(一部小分類・細分類)

規模別: 従業者規模、資本金規模

地域別: 都道府県単位

## 9. 調査結果の公表の方法及び期日

### ( 1 ) 公表の方法

経済産業大臣は、集計された結果を刊行物及び電磁的記録 (電子的方法、磁気的方法) 其他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。) に記録したものを紙面又は映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法により

公表する。

(2) 公表の期日

調査結果の公表は、主要項目をとりまとめ、「企業活動基本調査速報」として調査実施後 8 ヶ月以内に公表するほか、確報を調査実施後 1 年 4 ヶ月以内に「企業活動基本調査報告書」として公表する。

10. 使用する統計基準

調査対象範囲の画定にあたっては、日本標準産業分類による。

11. 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類	保存期間	保存責任者
調査票及び集計表	2 年	経済産業大臣
調査票及び集計表を収録した電磁的記録	永年	経済産業大臣

12. 立入検査等の対象とすることができる事項<sup>(注3)</sup>

企業活動基本調査に関する事務に従事する者は、統計法第 15 条の規定に基づき、必要な場所に立ち入り、「5.(1) 報告を求める事項」の各号に掲げる事項について、検査をなし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対して質問することができる。

注 1) 調査票が複数ある場合には、調査票ごとに申請事項記載書を作成してもよい。この場合には、「1 調査の名称」の後ろに、調査票の名称をカッコ書で記載する。

2) 4(2)「選定の方法」については、全数、無作為抽出、有意抽出のうち、該当するものを にした上で、選定の方法について具体的に記載する。

3) 4(3) 報告義務者」及び「12 立入検査等の対象とすることができる事項」は、一般統計調査の場合には記入不要

4) 6(2) 調査方法」については、調査員調査、郵送調査、オンライン調査、その他のうち、該当するものを にした上で、具体的な実施方法について記載する。

5) 記載量が多くなる事項については、適宜、別葉にして差し支えない。